

東住吉区マスコットキャラクター（着ぐるみ）使用取扱い要領

制 定 平成24年1月1日

最終改定 令和3年4月1日

（趣旨）

第1条 この要領は、東住吉区役所（以下「区役所」という。）が定めた東住吉区マスコットキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領における「着ぐるみ」とは、区役所が所有するマスコットキャラクターの着ぐるみで、その愛称は「なっぴー」とする。公式には、『東住吉区マスコットキャラクター「なっぴー」』という。

（使用資格）

第3条 原則として、区役所各課を含む、東住吉区内で活動するグループや団体及び企業とする。

（使用承認の申請）

第4条 東住吉区内で活動するグループや団体及び企業で、着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用する5日前までに、東住吉区マスコットキャラクター（着ぐるみ）使用承認申請書（様式第1号）により東住吉区長（以下「区長」という。）に申請し、承認を受けなければならない。

（使用承認）

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認する。

- （1）営業活動や収益事業の目的のために利用されるとき、または特定の商品や物品等の販売、頒布、特定のサービスの利用促進を図るために利用されるおそれがあるとき。
 - （2）法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
 - （3）特定の政治活動または思想活動あるいは宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
 - （4）特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
 - （5）東住吉区及び東住吉区マスコットキャラクター「なっぴー」のイメージを損なうおそれがあるとき。
 - （6）前各号に掲げる場合のほか、区長が着ぐるみの使用を不適当と認めるとき。
- 2 区長は、前項の規定に基づき使用承認した場合、東住吉区マスコットキャラクター（着ぐるみ）使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知する。
- 3 区長は、第1項の規定による申請に関し、各項各号に該当するため使用が不適当

と判断した場合、使用の不承認についてその理由を明記した東住吉区マスコットキャラクター（着ぐるみ）使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（使用上の遵守事項）

第6条 着ぐるみを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）使用場所などへの運搬、保管についての経費負担、及び手段の確保は、申請者が行い、汚損、破損、紛失を避けるべく責任を持って取り扱うこと。
- （2）貸し出し期間を遵守すること。なお、原則として貸し出し日は使用日の前日、返却日は使用日の翌々日までとすること。貸し出し・返却の時間と場所は、原則として午前9時～午後5時30分までの間（土曜・日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）で、場所は区役所総務課とする。
- （3）着ぐるみの使用に関して事故等があった場合は、申請者の責任とすること。
- （4）着ぐるみのイメージを損なうような使用をしないこと。
- （5）承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- （6）着ぐるみの使用にあたっては、丁寧に扱うこととし、使用後は申請者の責任と負担により消臭スプレーを使用すること。
- （7）承認を受けた者は、これを転貸しないこと。
- （8）東住吉区のマスコットキャラクターであることを明示すること。
- （9）別紙1「着ぐるみの使用に関する注意事項」及び別紙2「エアー着ぐるみの使用に関する注意事項」を遵守すること。

（使用料）

第7条 使用料については無償とする。

（使用状況の報告）

第8条 着ぐるみを使用した者は、使用状況について、ポスター、ちらし、写真等の使用実績を区長に提出すること。

（使用承認の取消し）

第9条 区長は、着ぐるみの使用が、この要領及び承認の内容に違反していると認めるときは、着ぐるみの使用承認を取消することができる。

- 2 区長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、東住吉区マスコットキャラクター（着ぐるみ）使用承認取消通知書（様式第4号）により通知する。
- 3 区長は、使用承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（原状回復）

第10条 使用者は、着ぐるみを破損又は汚損したときは、速やかに区役所に連絡、協議のうえ、補修又はクリーニング等に要する費用を負担することにより、原状に復さなければならない。

- 2 使用者は、着ぐるみを紛失し、又は補修が困難な状態まで破損したときは、新しい着ぐるみを作成する費用を負担しなければならない。この場合において、新しい着ぐるみを作成後に紛失した着ぐるみが発見されても、使用者が負担した費用は返却しないものとする。

(損害賠償等の責任)

- 第11条 着ぐるみの貸出を承諾し、承諾を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止したことに起因する損害又は損失について、区役所は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。
- 2 着ぐるみの貸出により使用者が被った損失又は損害及び使用者が第三者に与えた損害又は損失について、区役所は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。
- 3 使用者は、着ぐるみの使用に際して故意又は過失により区役所に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を区役所に賠償しなければならない。

(補足)

- 第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年1月1日から施行する

附則

この要領は、平成30年5月16日から施行する

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する

別紙1（第6条関係）

着ぐるみの使用に関する注意事項

- 1 着用の際には、着ぐるみを汚損しないよう注意し、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、軍手等を使用すること。
- 2 会場の気温、天候等を考慮し、着ぐるみ内部が高温となるため水分補給や頸部等の冷却など、十分な暑さ対策を講じること。また、長時間着用する場合は、適宜休息をとるなど、無理のない着用を心掛けること。なお、連続した活動時間の目安は、冬場 20 分、夏場 10 分（エアー着ぐるみの場合、冬・夏とも 30 分）である。
- 3 雨天、荒天時は、屋外で使用しないこと。
- 4 マスコットキャラクターのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は、声を出さないこと。また、公衆の面前（特に子どもの前）での着脱は行わないこと。
- 5 着ぐるみ着用時は、視野が狭く音声も聞き取りにくくなるので、安全対策のため必ず一人以上の補助者をつけること。特に、足下の視界が悪く、幼児と接触する恐れがあるため、急に振り向いたり歩き出したりすることは避けること。また、着ぐるみ自身の転倒にも注意すること。
- 6 使用後は、風通しのよいところで陰干し、十分に乾燥させてから、返却すること。また、使用中に破損や汚損があれば、協議のうえ申請者の責任と負担により修理やクリーニングを行うこと。
- 7 着ぐるみは、柔らかい素材でできているため、型くずれしないように取扱うこと。輸送、保管の際の置き方には、十分注意すること。

別紙2（第6条関係）

エアー着ぐるみの使用に関する注意事項

- 1 ファン内部に指やものを入れないこと。
- 2 着脱時及び着用して活動する際には必ずサポートの人員を1名つけること。
- 3 視界が従来に着ぐるみより制限されるため、周囲に何もないことを確認して着脱すること。
- 4 ヘアピンやカギなど鋭利なものは体から外すこと。
- 5 土足厳禁。
- 6 着ぐるみ内部に飲食物を持ち込まないこと。
- 7 地面に座らないこと。
- 8 送風機を回した状態で着ぐるみ背面の吸気口を塞がないこと。
- 9 貸出物は、収納箱も含め丁寧に扱い、紛失・破損のないようにすること。
- 10 激しい動きや細い通路の通行等は破損の原因となるため行わないこと。
- 11 着用中に異常を感じた際はただちに着用を中止すること。
- 12 取扱説明書をよく読み、適切に着用すること。